

平成24年（行ウ）第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件

原告 アイリーン・美緒子・スミス, 外133名

被告 国

求 釈 明 書

2018（平成30）年1月31日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 冠 木 克 彦

弁 護 士 武 村 二 三 夫

弁 護 士 大 橋 さ ゆ り

弁 護 士 高 山 巖

弁 護 士 瀬 戸 崇 史

復代理人

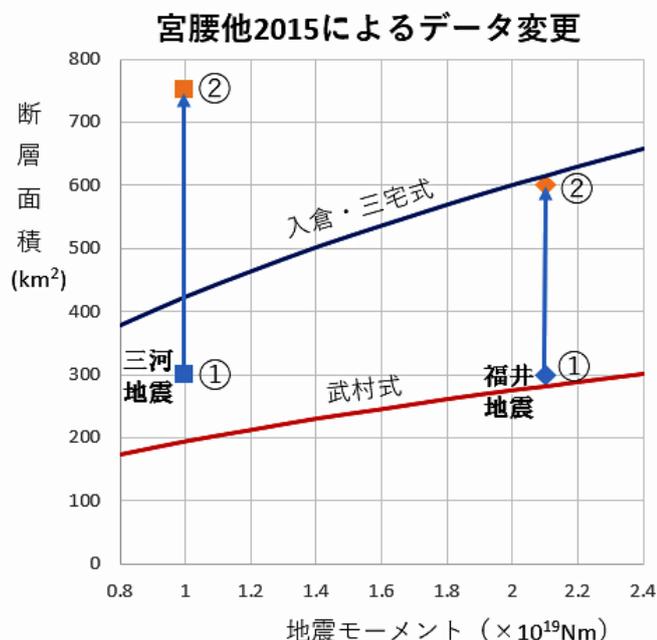
弁 護 士 谷 次 郎

データ改ざん問題について

1 はじめに

入倉ほか2014（乙57）から宮腰他2015（乙61）へのデータ改ざんの持つ意味を視覚的に明確に把握するために、以下に図を示す。

入倉他2014（乙57）では三河地震及び福井地震のデータは武村式の経験式の近くにあるところ、宮腰他2015（乙61）では武村式ではなく、入倉・三宅式の経験式の近くに移動させられている。乙57p1532表5及び乙61p11表6はいずれも、武村式のデータセットを見直したところ、これらは震源断層長さ（ L_{sub} ）は、入倉・三宅のスケーリング則とよく一致する、とする結論を導き出す過程で作成されたものである。宮腰他2015のデータ変更はまさにその趣旨に合致したものであり、データ変更は2項目に及び、またいずれも変更の合理的根拠は見当たらないので、原告らは意図的な改ざんではないのか、と問題提起しているのである。



①は入倉他2014表5の、②は宮腰他2015表6のデータをそれぞれ示す。

2 福井地震断層幅及び断層面積のデータ

(1) 被告の釈明

被告は、福井地震断層幅（10 km→20 km）及び断層面積（300 km^2 →600 km^2 ）のデータが変わったことについては、今回準備書面 p42 の釈明では、誤記であり、意図的なデータ操作ではないことは被告18準備書面で述べたとおりであるとする。被告

第18準備書面p13以下は、宮腰他2015乙61には変更を示す注釈がなく、本文中にも特に修正等した旨の記載がなかったことを理由とあげている。

(2) 連動する二つのデータの同時変更であること

この福井地震のデータは、断層幅と断層面積という連動する二つのデータが同時にかわっているのである。この点から単なるデータの書き間違いとは考え難いことをまず指摘しなければならない。

(3) 変更・修正を示す注釈及び本文の記載があること

第二に、被告の上記第18準備書面の記載は全く事実に反することを指摘しなければならない。すなわち宮腰他2015(乙61)表6の福井地震(4a)は、一番右の「Hetero-geneous slip date」(不均質滑りデータ)の欄では△に※2の注がついている。この注2の意味は表6の下部に「図から最終すべり量(あるいはモーメント量)を読み取り」とされている。同書面p10の下から11行目には「1948年福井地震については論文中の図から最終すべり量を読み取り、断層破壊領域の抽出を試みている」という本文の記載もある。つまり宮腰らが最終すべり量を読み取ったがためにこれらの数値が変わったことを示す注も本文の記載もあるのである。上記被告第18準備書面の記述の誤りはあきらかである。

(4) 再度の求釈明

以上からすれば、特に上記の注や本文の記載があることを踏まえれば、誤記とは到底考え難いと考えるが、その点はどうか。

3 1945年三河地震(10a)の断層長さ

(1) 被告の釈明

1945年三河地震(10a)の断層長さを20kmから25kmに変更したのは、データの出所の不明なSRCMOD乙86によるものではないか、という原告の求釈明に対して、被告は、菊池他(乙91)p170のすべり分布に係る解析データを宮腰他2015(乙61)の検討に参照ないし使用したことを意味するとしている(今回準備書

面 p47 の 7 行目以下)。

(2) 被告の釈明は※2の場合であること

すべり分布に係る解析データというが乙 91p170 図 13(c) はすべり分布図である。この説明ではこのすべり分布図から断層長さを読み取り変更したことになる。宮腰他 2015 (乙 61) の先ほどの福井地震の Hetero-geneous slip date(不均質滑りデータ) の※2図から最終すべり量 (あるいはモーメント量) を読み取り、の注釈についてさきほど説明したが、被告国の説明はまさにこの※2の場合になるのではないのか。

(3) 実際には※3の注釈がついていること

しかし三河地震のところではこのような※2ではなく※3として SRCMOD 乙 86 の文献の引用があるのみである。宮腰ほか 2015 乙 61 表 6 では、図からすべり量を読み取った場合は※2、データの出所の場合は※3と注釈を使い分けている。このことからすれば、宮腰 2015 表 6 の三河地震断層の長さの注 3 は単にデータの出所を示すものではないのか。国の説明はこの注釈の使い分けとは矛盾するのである。

(4) 求釈明

1945 年三河地震 (10a) の断層長さの変更には※3の注釈がついている。被告はこの注釈を踏まえて再度釈明をされたい。

以 上